

BSE スクリーニング検査対象月齢の見直しについて

1 対象月齢見直しに至る経緯

【国内】

H13.09.10

- ・国内 1 頭目の BSE 感染牛確認

H13.10

- ・全頭検査開始
- ・特定部位の除去、焼却を義務付け
- ・肉骨粉飼料完全禁止（農林水産省）

H16.2

- ・せき柱の食品への使用禁止

H17.8

- ・検査対象月齢 21 か月齢以上に見直し

H20.7

- ・21 ヶ月齢未満の牛への検査費用補助終了（補助終了後も全国全ての自治体で全頭検査継続）

H21.4

- ・ピッシングの禁止を義務化

【輸入】

H8.3

- ・英国産牛肉の輸入禁止

H12.12

- ・EU 産牛肉の輸入禁止

H15.5

- ・カナダ産牛肉の輸入禁止

H16.2

- ・米国産牛肉の輸入禁止

H17.12

- ・米国産、カナダ産の 20 ヶ月齢以下の輸入再開

対策開始から 10 年が経過したことから、最近の科学的知見に基づき対策全般の再評価を行うこととしたもの。

**発生頭数
(世界)**

H4:

37,316 頭

↓

↓

H13:

2,215 頭

↓

H17:

561 頭

↓

H20:

125 頭

↓

H23:

12 頭

■厚生労働省から食品安全委員会への諮問（H23.12.19）

- ①検査対象月齢：現行の規制閾値である『20 か月齢』から『30 か月齢』とした場合のリスクを比較。
- ②SRM の範囲：頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の『全月齢』から『30 か月齢超』に変更した場合のリスクを比較。
- ③更なる月齢の引上げ：国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク評価。

■食品安全委員会からの答申（H24.10.22）

○国内措置：日本

- ◆ 検査対象月齢：規制閾値が『20 か月齢』の場合と『30 か月齢』の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ◆ SRM の範囲：『全月齢』の場合と『30 か月齢超』の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

○国境措置：米国、カナダ、フランス、オランダ

- ◆ 月齢制限：規制閾値が『20 か月齢（フランス、オランダは「輸入禁止」）』の場合と『30 か月齢』の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ◆ SRM の範囲：『全月齢』の場合と『30 か月齢超』の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

〔理由〕

- ・ 飼料規制は、評価対象の 5 か国で 1997 年までに導入され、その後、段階的に強化。
- ・ 各国で、SRM の除去等の食肉処理工程におけるリスク低減措置がとられている。
- ・ BSE 感染牛は、2004 年 9 月以降の出生牛では確認されていない。
- ・ 飼料規制強化後の出生牛では極めて少なく、強化後しばらくの出生牛のみ。
- ・ 実験結果によると、万が一、飼料に BSE プリオンが混ざっていたとしても、42 か月間は牛の中枢神経に BSE プリオンは検出されない。
- ・ ほとんどの非定型 BSE は、8 才以上の高齢牛にみられる。
- ・ BSE プリオンへの人の感受性は、種間バリアにより、牛より低いと判断。
- ・ 英国で 1989 年に脳、せき髄等の食品への使用を禁止した後、1990 年以降の出生者に vCJD 患者は確認されていない。

■厚生労働省による管理措置の見直し(H25.02.01)

改正省令の公布（4/1 施行）

- ①検査対象月齢を 30 か月齢超に引き上げ
- ②SRM 除去対象の見直し

諮問の③「更なる月齢引上げ」については、継続審議（2次答申へ）

2 リスク評価・管理措置の見直しと消費者意識の状況

	前回（平成 17 年）	今回（平成 24 年）
リスク評価結果 【食品安全委員会】	検査対象牛を全年齢から、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、検査月齢の線引きがもたらす人に対するリスクは、非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される。	検査対象月齢の規制閾値が「20ヶ月齢」の場合と「30ヶ月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
検査対象月齢の見直し【厚生労働省】	0ヶ月齢以上⇒21ヶ月齢以上 ※国庫補助を21か月齢以上に限定（H20～）	21ヶ月齢以上⇒31ヶ月齢以上 ※当面は21～30か月齢の国庫補助継続
消費者の意見 【日本生協連】	ピッシングの中止をはじめとする SRM 除去の徹底や食肉汚染防止対策、BSE 問題に関する積極的かつ十分なリスクコミュニケーションを優先すべきであり、現時点での BSE 検査月齢の見直しは行うべきではないと考える。	検査対象月齢を31ヶ月齢以上に変更することについて、現時点での科学的知見に基づく検討結果として理解できる。
【参考】 OIE（国際獣疫事務局）のステータス	「不明のリスクの国」	「管理された国」（H21.5～） （H25.2月に「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し。）

3 生産関係団体等の意見

農林水産部で関係団体から意見聴取したところ、ブランド牛のと畜検査が30か月齢前後にまたがる中、「検査牛」「未検査牛」が混在することにより、市場が混乱することを危惧するとの意見が強く、現行の検査体制の維持・継続を志向。

4 国の対応

国では、現在、更なる検査対象月齢引き上げのための健康影響評価を食品安全委員会に諮問しており、その答申（2次答申）が出るまでの期間は、現行の補助金の制度を維持することを表明していること。

5 他県の状況等

- ・ 現在、国の補助金継続の表明もあり、全頭検査廃止の意思を表明する自治体はないこと。
- ・ 自治体によって検査対応が異なった場合、市場の混乱と「検査牛」「未検査牛」による風評被害を招く恐れがあることから、全国一律の対応が求められること。
- ・ 本県では、20か月齢以下の検査が不要とされた平成17年以降、全国自治体と同様にBSE全頭検査を継続しており、国が示す検査月齢未満の牛の検査費用を県費で負担している状況にあること。

6 本県の対応

上記の状況を踏まえ、本県においては、4月1日以降も当面は全頭検査を継続する方向で検討している。なお、2次答申時には、答申内容（対象月齢）や他都道府県の対応状況を踏まえ、市場の混乱・風評被害などが発生しない状況と判断されれば、全頭検査を改める方向をベースに検討を行いたい。

【参考】 検査に要する費用（平成23年度決算ベース）

月齢	検査頭数（割合）	検査費用		
		国庫補助	県負担	合計
20ヶ月齢以下	565頭(4%)	—	320千円	320千円
21ヶ月齢以上 30ヶ月齢以下	6,601頭(49%)	1,804千円	2,121千円	3,925千円
30ヶ月齢以上	6,393頭(47%)	1,731千円	2,034千円	3,765千円
全体	13,559頭	3,535千円	4,475千円	8,010千円
1頭当たりの費用		260円	330円	590円